

# 名寄市議会基本条例 逐条解説

令和元年5月改訂版  
名寄市議会

## 名寄市議会基本条例 逐条解説

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第5条—第8条）

第3章 市民と議会の関係（第9条・第10条）

第4章 市長と議会の関係（第11条—第14条）

第5章 自由討議の拡大（第15条）

第6章 政務活動費（第16条）

第7章 議会改革（第17条）

第8章 議会及び事務局の体制整備（第18条—第20条）

第9章 議員の身分、待遇及び政治倫理（第21条—第23条）

第10章 見直し手続（第24条）

#### 附則

#### （前文）

地方自治体は、分権型社会の進展に伴い、自主的な決定と責任がより求められている。名寄市議会（以下「議会」という。）は、名寄市民（以下「市民」という。）が直接選挙する議員で構成され、自治体の長とともに二元代表制の一翼を担っており、団体自治と住民自治に根ざしたまちづくりに果たすべき役割は、今後ますます大きなものになっていく。

このため議会は、行政への監視機能を果たすとともに、市民への積極的な情報公開と説明責任の遂行により、情報を共有しながら市民意思を的確に把握し、合議制機関として自由かつ達な討議を通じて、政策を競い、協力し、政策立案能力を高めながら、市民にとって公正、公平で最も有益な結論を導くことにより、市民全体の福祉の向上に尽くすものである。

この自覚のもと、議会及び議員が活動の基本とする姿をここに定める。

#### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、地方分権型社会にふさわしい議会及び議員の活動並びに議会運営の基本事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 【解説】

地方分権一括法の施行に伴い、国と地方は対等の関係となり、地方自治体には自己決定と自己責任が求められ、議会の役割はより重要になった。議会は、地方分権時代にふさわしく、市民に信頼される議会運営を行うことにより、市民の負託に応え、市政の発展を目指すことを規定している。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会はこの条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

**【解説】**

この条例がすべてに優先する条例であることを規定している。

(基本理念)

第3条 議会は、団体自治と住民自治の観点から、時代を先導し、真の地方自治の実現及び市民全体の福祉向上を目指すことを基本理念とする。

**【解説】**

議会としてあるべき根本の考えを規定している。

(基本方針)

第4条 議会は、前条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 二元代表制の下、本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮しなければならない。
- (2) 市民に対し、市政に関する情報を積極的に公開するとともに、市民にわかりやすい開かれた議会運営を行わなければならない。
- (3) 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

**【解説】**

基本理念に従い、議会及び議員の目指す方向を規定している。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民を代表する合議制の機関として、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視すること。
- (2) 市民に対する説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の負託に的確に応える議会のあり方を不断に追及し、議会の改革に継続的に取り組むこと。

**【解説】**

自治体における二元代表制の原則に基づき、議会が果たすべき使命に加え、市民に開かれた議会としての公正性、透明性、信頼性、説明責任、改革姿勢の継続について規定している。

(災害時の議会对応)

第6条 議会は、名寄市災害対策本部が設置された場合（以下「災害時」という。）においても議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準に関することは、別に定める。

**【解 説】**

- 1 いかなる災害時も、議会機能を維持することを規定している。
- 2 災害時の行動等に関することは、規程で別に定めるとともに、災害時対応マニュアルを作成して対応することになっている。

(議員の活動原則)

第7条 議員は、市民の直接選挙によって選ばれた公職として、自らの職責を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討論を重んじること。
- (2) 市政に関する市民の多様な意思の把握に努めること。
- (3) 自らの資質向上のため、不断の研鑽に努めること。
- (4) 市政の課題及び政策に関する広範な情報収集及び調査研究に努めること。
- (5) 会議の招集があるときは、他の用務等に優先させて出席すること。

**【解 説】**

- 1 議会の使命を自覚し、議員間の自由かつ達な議論を求めるとともに、論点の整理、争点の整理を行う上での討議を規定している。
- 2 常に市民との意思疎通を図り、市民の代表者として不断の研鑽、政策立案能力の向上に努めるとともに、自らの立場を自覚して行動することを規定している。
- 3 議員は、市民の代表者、代弁者であることを自覚し、不断の研鑽を規定している。
- 4 議員は、一部の代表者とならないため正確な情報収集と調査研究活動の実施を規定している。
- 5 議員は、他の用務に優先させて議会に出席しなければならないことを規定している。

(会派)

第8条 議員は、議会活動に資するため、政策を中心とした同一の理念を有して活動する会派を結成することができる。

2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動を支援すること。
- (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のための調査研究を行うこと。
- (3) 必要に応じ、会派間で相互に協議及び調整を行い、合意形成に努めること。

### 【解 説】

複数をもって構成する会派の原則を定めており、議員は議員集団として活動できること及び会派の役割を規定している。

- 1 会派は議員の活動を支援することを規定している。
- 2 会派の役割を規定している。
- 3 議会は、合議制機関であることから、他会派との調整機能を発揮するよう規定している。

## 第3章 市民と議会の関係

### (情報公開と市民参加の推進)

第9条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、本会議の会議録を公開するとともに、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の概要について、議会広報、ホームページ等を使って公開するものとする。
- 4 議会は、傍聴者から求めがある場合には、議案の審議に用いる資料等を提供するものとする。
- 5 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定による参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を本会議の審議及び委員会の審査に反映させるよう努める。
- 6 議会は、提出された請願及び陳情を審査するに当たって、所管する委員会において提出者による意見を聴く機会を設けることを原則とする。
- 7 議会は、議会としての説明責任を果たし、議会の政策活動への市民参加を進めるために、市民に対する議会報告及び意見交換会を年2回以上開催するほか、必要に応じて広く市民の声を聴くこととする。
- 8 前項の議会報告及び意見交換会に関することは、別に定める。

### 【解 説】

- 1 議会の情報公開、説明責任に関して規定している。
- 2 人事案件など、議長が秘密会開催とする会議以外は、すべて公開を原則とすることを規定している。
- 3 傍聴できない市民に議会の議論、活動を明らかにするため、各会議の概要を公開することを規定している。
- 4 会議傍聴者に会議の内容を明らかにするため、審議資料について議員と同様の資料を提供することを規定している。
- 5 議会議論を活性化させるため、市内外の有識者の意見を聴取できることを規定している。
- 6 請願、陳情の審査を付託された委員会は、提出者の願いを把握するため、説明の機会を保障しなければならないことを規定している。

- 7 市民の市政参加と意見交換を促進することを目的に毎年2回以上全議員による報告会を開催し、市政運営に関する議会の議論経過や考え方を明らかにすることを規定している。
- 8 意見交換会等の開催要綱は別に定めることにしている。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、市政に係る重要な情報を議会独自の視点から常に市民に対して公表するとともに、市民からの意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に周知するよう努めるものとする。

- 2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

**【解説】**

議会広報の充実等を規定している。

第4章 市長と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第11条 議会審議における議員と市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)との関係については、次に定めるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における代表質問及び一般質問(以下「質問」という。)は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問及び質疑に対して反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等は文書により回答するものとし、市長等の回答文書は原則公開とするものとする。

**【解説】**

- 1 本会議における、代表質問は2時間以内、一般質問は1時間以内で発言回数制限無しであるが、論点、争点を明らかにするために一問一答方式で行うことを規定している。
- 2 議員の質問に対し、論点、争点を明らかにするため、市長等に反問権を認めることを規定している。
- 3 市政運営の進行状況を調査するために文書による質問を可能にし、公開性を取り入れることにより議員活動の透明性を高めることを規定している。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第12条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、市長に対して、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等の背景
  - (2) 別の政策案等を検討した内容
  - (3) 他の自治体における類似する政策等と比較検討した内容
  - (4) 総合計画における根拠又は位置づけ
  - (5) 政策等に関係する法令及び条例等
  - (6) 政策等の実施に係る財政措置及び将来にわたるコスト計算の内容
- 2 議会は、政策等の審議に当たって、前項の政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

**【解 説】**

本会議での政策水準を高める議論と施策執行後の検証を高めるため、6項目の情報提供に市長が努めるよう議会が求めることを規定している。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

- 第 13 条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、審査に付するに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成及び提出を求めるものとする。
- 2 議会は、予算編成の基本となる総合計画の進行管理について報告を求めるものとする。

**【解 説】**

- 1 予算審査特別委員会、決算審査特別委員会において、議案審査を正確かつ迅速に行うため、政策にかかる説明資料の作成を市長に求めることと、資料情報の公開により、傍聴者と市民に対し、信頼の高い会議運営を行うことを規定している。
- 2 予算編成時の基本を成す総合計画の進行状況及びローリングの結果について、原則報告を求めることを規定している。

(議決事件の定め)

- 第 14 条 議会は、第 4 条第 1 号に規定する議決機関としての機能を最大限に発揮するため、法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を積極的に拡大するように努めるものとする。
- 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、総合計画の基本構想及び基本計画、定住自立圏形成協定の締結及び変更又は廃止を求める旨の通告等、名寄市の将来を大きく決定する計画とし、議会運営委員会において十分協議のうえ、別に条例で定める。

**【解 説】**

- 1 二元代表制の一翼を担う議会として市長とともに責任を担い、議決すべき事件を積極的に拡大することを規定している。
- 2 議決すべき事件については、総合計画の基本構想及び基本計画、定住自立圏形成

の締結・変更または廃止以外、名寄市の将来を大きく決定する計画とし、議会運営委員会において十分協議のうえ決定することを規定している。

## 第5章 自由討議の拡大

(自由討議による合意形成)

第15条 議会は、議員による討論の場であり、議員相互の自由討議を中心にして運営されなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、本会議及び委員会への市長等の出席要請は、必要最小限にとどめるものとし、議員間で活発な討議を行わなければならない。
- 3 委員会の会議において、委員外議員が発言できる機会を保障するものとする。
- 4 議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、市長提出議案及び市民提案等に関して審議し結論を出す場合、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

### 【解説】

- 1 言論の府である議会は、議員相互の討議が主であることを規定している。
- 2 前項の規定に基づき、本会議及び委員会への市長等及び職員の出席要請は、必要最小限にとどめるものとし、議員間の活発な討議を行わなければならない。
- 3 各常任委員会等開催時において、所属委員以外で出席する議員は「委員外議員」「傍聴議員」に分かれる。委員会に許可を得た「委員外議員」は、採決時には加われないものの発言できる機会が認められており、これを保障することを規定している。
- 4 議員が討議を尽くしての合意形成と、市民への説明責任を強く規定している。なお、市民提案とは、条例の制定や改廃の請求及び陳情、請願等を意味する。

## 第6章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第16条 会派及び議員は、政策立案並びに提案、調査及び研究等に資するため交付される政務活動費の執行に当たっては、名寄市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年名寄市条例第10号。以下「政務活動費条例」という。）を遵守しなければならない。

- 2 会派及び議員は、政務活動費条例で定める政務活動費の使途範囲に従い政務活動費を適正に執行し、会派の経理責任者は1円以上の領収書を添付した収支及び活動報告書を議長に提出しなければならない。
- 3 議長及び会派並びに議員は、政務活動費に関する書類を別に政務活動費条例で定める期間の間保存し、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。
- 4 議長は、市民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、名寄市情報公開条例（平成27年名寄市条例第43号）第8条に規定する公開してはならない情報は除く。
- 5 会派及び議員は、市民に対し政務活動費の執行について説明責任を負うものとする。



る。

- 6 議長は、政務活動費の収支報告書（領収書等の証拠書類を含む。）及び活動報告書を積極的に公表しなければならない。

**【解 説】**

会派の規定に基づき、支出対象を会派及び議員と規定している。

- 1 会派及び議員に支給される議員 1 人当たり月額 10,000 円、年間 120,000 円の政務活動費について適正に執行されるよう規定している。
- 2 政務活動費の支出状況を明確化するため、現行通り 1 円以上の領収書を添付することを規定している。
- 3 政務活動費に関する書類（会派において保管する書類を含む）について、その保存期間を 5 年間と規定している。
- 4 名寄市議会が管理する公文書の公開に関する規程（平成 18 年議会訓令第 4 号）に関することを規定している。
- 5 会派及び議員は、政務活動費の活用方法等について、市民に対して説明責任を負うことを規定している。
- 6 政務活動費の活用状況を議会広報や議会ホームページに掲載するなど、積極的に公表することを規定している。

第 7 章 議会改革

（議会改革の推進）

第 17 条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により、新たに生ずる市政の課題等に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会の改革に取り組むものとする。

- 2 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うため、名寄市議会委員会条例（平成 18 年名寄市条例第 219 号）、名寄市議会会議規則（平成 18 年名寄市議会会議規則第 1 号）及び議会内での申合せ事項等を継続的に見直すものとする。

**【解 説】**

- 1 議会は、様々な変化、課題に対応できるようにするため、議会改革に継続的に取り組むことを規定している。
- 2 議会に関わる条例、規則、要綱、申し合わせ事項等について時代に即応したものとするため継続的に見直すことを規定している。

第 8 章 議会及び事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）

第 18 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上に向けて、議員研修の充実強化を図るものとする。

**【解 説】**

より良い市政の発展、市民の福祉向上を目指し、議員自ら研鑽することを規定している。

(議会図書室の利用)

第 19 条 議会は、議会図書室の充実を図り、市民の利活用に対応できる整備を行うものとする。

**【解 説】**

法第 100 条第 19 項の規定に基づく議会図書室の設置と整備に加え、市民の利活用に応えられる議会図書室の充実を規定している。

(議会事務局の体制整備)

第 20 条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査及び法務に関する能力の向上を図るように努めるものとする。

2 議長は、事務局職員の任用に際しては、行政からの独立した機関としての機能を向上させるように努めるものとする。

**【解 説】**

議会事務局のあるべき姿を明確にし、その体制構築のための努めを規定している。

第 9 章 議員の身分、待遇及び政治倫理

(議員定数)

第 21 条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望及び市民の意見を十分考慮するものとする。

3 議員定数に関する基準については、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討するものとする。

4 議員定数条例の改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して議員が提出するものとする。

**【解 説】**

1 議員定数は、別の条例で定めることとしている。

2 議員の定数は、行財政改革の視点だけではなく、市が抱える課題や、市の将来の予測等の結果に市民の意見を考慮して決定することを規定している。なお、「市民の意見」とは、参考人制度や公聴会制度を活用して意見を聴くことをいう。

3 議員定数に関する基準について、市の人口、面積、財政力及び事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討した結果を踏まえて決定することを規定している。

4 議員の定数に関する条例改正の議案は、市民の直接請求及び市長提案を担保し、それ以外は議員が提出することを規定している。

(議員報酬)

第 22 条 議員報酬は、別に条例で定める。

2 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の意見を十分考慮するものとする。

- 3 議員報酬を改正する議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して議員が提出するものとする。

**【解 説】**

- 1 議員報酬は、別の条例で定めることとしている。
- 2 議員が提案する議員報酬の改正は、参考人制度や公聴会制度を十分に活用して、市民の意見や評価について聴取して決定することを規定している。
- 3 条例改正案については、市民の直接請求及び市長提案を担保し、それ以外は議員が提出することを規定している。

(議員の政治倫理及び基準)

第 23 条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚するとともに、自己の地位に基づく影響力を不正に行使して市民の疑惑を招く行動をしてはならない。

- 2 議員は、常に市民全体の利益の実現を目指して行動するとともに、いかなる金品も授受してはならない。
- 3 議員は、市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し、個人又は特定の企業及び団体のために有利な取り計らいをしてはならない。
- 4 議員は、市職員、臨時職員等の採用に関し、一切関与してはならない。

**【解 説】**

- 1 議員としての基本的な行動範囲を明確にし、市民に疑惑を与えない行動を行うことを想定している。
- 2 議員の影響力を不正使用した金品の授受禁止を規定している。
- 3 限られた企業及び団体への取り計らいの禁止を規定している。
- 4 議員の市職員採用等の関与禁止について規定している。

## 第 10 章 見直し手続

(見直し手続)

第 24 条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。

- 2 議会は、前項による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含めて適正な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

**【解 説】**

時代の趨勢にも対応できる条例にするため、改正に当たっての手法を規定している。

## 附 則

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

※名寄市議会基本条例（平成 21 年条例第 13 号）の全部を改正する。